

## **5. 公園**

## アメリカの公園の種別と整備・管理等の分担関係

種別	整備、維持・管理主体	費用負担
国立公園	連邦	連邦
州立公園	州	州
地方公園 (郡・市町村公園)	郡、市町村	州、郡、市町村

### (1) 連邦の役割

#### ○内務省国立公園部

国立公園の整備、維持・管理等を行っている。

##### ※国立公園（全米 8,070 万エーカー）

国土の代表的な景観を保護し、野外レクリエーションの中核を提供するものであり、史跡地、自然地、レクリエーション地域等様々な特徴を持つものが国立公園体系（National Parks System）の中に位置付けられている。（米国では、制度上、営造物公園と地域制公園の区別はないが、ほとんどの公園が公有地である。）

### (2) 地方の役割

州を中心として、それぞれの地域の社会的、経済的、自然的条件に応じた公園整備が行われている。

#### ※州立公園

国立公園と都市部の公園の中間的な性格を有するもので、都市近郊の日帰り圏（100 マイル圏）に配置されている。

#### ※地方公園

郡営公園、市営公園等がある。また、公園整備によりレクリエーションの場の提供を目的とした特別区（Special District）が設立されることもある。（例えばシカゴ公園区）

### (3) 補助金等について

連邦は計画策定から整備、管理、運営に至る様々な段階において、州、郡、市町村に対して財政的・技術的支援を行っている。また、州が、郡、市町村に対し公園整備費補助等を行っている例もある。

そのほか、レクリエーション施設の使用料、レクリエーション用のモーターボートに係る燃料税等を財源とする土地及び水面保全基金から、公園用地の取得と野外レクリエーション施設の設置に対して、内務省のガイドラインに基づき、郡、市町村に対する補助が行われている。

## イギリスの公園の種別と整備・管理等の分担関係

種別	整備・維持・管理主体	費用負担
王立公園	国(王立公園庁)	国(王立公園庁)
国立公園	国、田園委員会	国、田園委員会
県・市町村公園 (田園公園を含む)	県、市町村、ロンドン特別区、シティ	県、市町村、ロンドン特別区、シティ

### (1) 国の役割

#### ○文化・メディア・スポーツ省

王立公園庁の監督官庁。文化遺産の保護等を行っている。

('97 予算：872 百万 £)

#### ○王立公園庁

9ヶ所の王立公園（Royal Parks; 延べ 2,145ha）を所管しており、利用者にレクリエーション、娯楽、快適さを提供するとともに、文化遺産として質の向上を図り保護・保存することを目的としている。

税金等を財源とする公的資金に運営費用の 80%余りを頼っていたが、近年、スポーツ料金、許認可、駐車場からの収入等を増やす措置を講じるとともに、新規の収入源の開拓も検討されている。

(王立公園庁の'97 予算：22 百万 £)

なお、日本の都市公園制度に相当する都市部の公園は、主として、王立公園や県・市町村公園として整備・管理されている。

#### ○環境・交通・地域省

国立公園（National Parks）の整備、維持・管理の監督官庁（王立公園の管理の監督を行うこともある。）。

#### ○田園委員会（Countryside Commission）

68年に創設された公的な組織で、田園地方の保存・改善及び娯楽・レクリエーション施設の提供が主な任務。具体的には、国立公園、郊外の田園地帯や森林地帯、特別自然美観地域（Area of outstanding natural beauty）、ヘリテッジ・コースト（Heritage Coast）、山道、乗馬道の管理、運営を行っている。（'96 の管理総面積：303,370ha）

#### ※国立公園

田園委員会が保護・保存する地域として指定されたイングランドとウェールズの 10 の広大な地域。公園は全て、丘陵か山岳地帯、あるいは荒野か森林地帯にあり、場所によっては、駐車場、キャンプ場等の公共施設も備え付けられている。

### (2) 地方の役割

県、市町村等が整備・管理する県・市町村公園には、都市部の公園のほか、

田園地域法（Wildlife and Countryside Act 1981）に基づく田園公園、ピクニック場、キャンプ場等も含まれている。田園公園やピクニック場等の設置に当たっては、田園委員会の承認を要する。

公園・レクリエーションに関する予算については、経常経費は地方税及び収益により、投資経費は公債及び補助金により賄われている。

### （3）補助金等について

国は県、市町村に対して各種の助成・指導を行っている。特に田園公園については、田園地域の保全と屋外レクリエーションの機会の提供という観点から重要視されており、補助率が高くなっている。

ドイツの公園の種別と整備・管理等の分担関係

種別	整備、維持・管理主体	費用負担
国立公園	連邦、州	連邦、州
都市公園 (州・市町村公園)	州、市町村	州、市町村

(1) 連邦の役割

○国土利用・建設・都市計画省

建設法典に基づき市町村が策定するFプランやBプランの中で公園緑地が位置付けられていることから、連邦は一般に、国立公園を除き、公園事業に関与していない。

(2) 地方の役割

公園の整備、維持・管理は、原則として、州の都市公園については州が、市町村の都市公園については市町村が行っている。

(3) 補助金等について

開発行為に伴う公園緑地の整備については、市町村が受益に応じて土地所有者に対して課す地区施設整備負担金が主な財源となっており、連邦からの補助金はほとんどない。

## フランスの公園の種類と整備・管理等の分担関係

種別	整備、維持・管理主体	費用負担
国立公園	国	国
都市公園		
散歩道		
県・市町村公園	県、市町村	国、県、市町村
公共庭園		
公共公園 等		

(1) 国の役割

○国土整備・環境省

国立公園の主たる整備主体であり、動植物の生態系や自然景観の保全等のための整備を行っている。

(2) 地方の役割

○県、市町村

都市公園の主たる整備主体であり、都市内公共緑地や総合スポーツ場等の整備を行っている。

(3) 補助金等について

国は、複数の省庁の協議に基づき各種補助金を組み合わせることで、効果的な公園緑地の整備促進を図っており、県及び市町村の公園緑地に係る事業費の約1/4が国の補助金で賄われている。また、県も、人口や緑地量に応じて市町村に対し補助を行っている。

○国土整備・環境省補助金

公園緑地の新設の際の用地費及び補償費について、県及び市町村に対して交付される補助金。

○ F I A N E (自然と生活環境整備基金)

実験的な緑地の整備を推進するための基金。